

内閣参質二二一第一〇七号

令和八年八月四日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈

願祭の宗教性に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘のとおりである。

一の2について

御指摘の「防衛省資料」には、「参加が任意である」との記載はない。

一の3について

お尋ねについては、御指摘の「防衛省資料」には、「参加が任意である」との記載はないが、令和八年六月十八日の参議院外交防衛委員会において、小泉防衛大臣が「隊員に対してこれに参加することを義務付けるような命令等は発出されておりませんし、また参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っていないことから、隊員に参加を強制したものではないと承知をしています。」と答弁しているところである。

二の1について

御指摘のとおりである。

二の2について

お尋ねの「安全祈願祭」については、宗教との関わり合いを持つものであることを否定し得ないものと認識しているが、いずれにせよ、令和八年六月十六日の参議院外交防衛委員会において、政府参考人が「駐屯地における訓練等の安全確保を目的として、部外団体による主催の下、社会の一般的慣習に従った儀礼的行為として実施されたもの」及び「事前に駐屯地の隊員に対して開催の連絡がなされておりました」が、参加を義務付けるような命令等は発出されておらず、また、参加しなかった隊員に対する不利益な取扱いも行っておりません。したがって、隊員に参加を強制したものではなかったと承知をしております。」と答弁しているところであり、お尋ねの「安全祈願祭」への参加は、憲法第二十条第二項の規定に違反するものではないと考えている。

三について

お尋ねについては、陸上幕僚監部としてお尋ねの「問合せ」を受けていない。